平成２０年（フ）第６００号
東京都国分寺市日吉町２丁目28番地34　福士アパート102、破産開始決定時の住所青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地
破産者　小笠原雅彦
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１９６号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割81番地13
破産者　佐々木直美
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保130番地64
破産者　木村みい子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０号
宮城県大崎市三本木新沼字大田28番地２、申立時の居所群馬県太田市東長岡町32―１　東長岡寮５―214号室
破産者　佐藤　国謹
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川西荒井字東田346番地１
破産者　大沼　敏輝
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
宮城県大崎市古川駅東４丁目１番３号
破産者　太田　由佳
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
秋田県能代市檜山字霧山下132番地
破産者　野呂　重高
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３３号
奈良市南京終町２丁目250番地の７　シティパレス21やすらぎの道ＰⅥ―366号、申立時の住所奈良市般若寺町264番地の２
破産者　倉田　和大
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第７０３号
北九州市小倉南区志井１丁目18番29号
破産者　井町こずえ
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０号
北九州市小倉南区徳力新町１丁目18番８号
破産者　奥園　弘毅
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第６３号
福岡県豊前市大字松江386番地１
破産者　榎本　利和
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第６１９号
佐賀県佐賀市神園３丁目２番27号
破産者　森　　正幸
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
北海道岩見沢市幌向南１条５丁目398―17、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西12丁目３番地16
破産者　峯　　和子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第２１１号
宮城県大崎市古川南新町６番37号
破産者　藤村　和彦
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
宮城県加美郡加美町字一本杉440番地５
破産者　一條　伸顕
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
宮城県大崎市古川中里３丁目１番７号
破産者　庄司　恵子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
宮城県登米市東和町米川字町78番地、破産申立時宮城県大崎市古川稲葉字大江向131番地２　フォーレストヒルズＢ棟202号
破産者　工藤　忠春
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
神奈川県相模原市相模大野７丁目36番１―123号、開始決定時の住所神奈川県相模原市上鶴間２丁目４番26号　フォーブル春103
破産者　中溝　裕美
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８２号
京都市伏見区桃山町丹後33番地168　カサフェリッツ201号、申立時の住所京都市伏見区醍醐平松町２番地１　レックス伏見東402号
破産者　安田美代子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係